

# 第36回西日本オプティミスト級セーリング選手権大会

## Aクラス 帆走指示書

### 1. 規則

本大会には、「セーリング競技規則2013-2016」(以下「競技規則」という)に定義された規則が適用される。レース公示と帆走指示書に矛盾がある場合には、この帆走指示書を優先する。

### 2. 競技者に対する通告

通告は、L旗をハーバーゲート入り口の信号柱に掲げ、管理棟玄関前に設置された公式掲示板に掲示される。

### 3. 帆走指示書の変更

帆走指示書に変更がある場合には、それが発効する当日のレースのスタート予告信号予定時刻の70分前までに掲示されるものとし、レース日程の変更は、発効されるレースの前日の19時までには公示されるものとする。

### 4. 陸上で発せられる信号

(1)陸上で発せられる信号は、陸上の信号柱に掲げられる。

(2)回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1分」を「30分以降」と置き換える。

(3)V旗が音響信号2声と共に掲揚された場合、「出走を禁止する」ことを意味する。また、音響信号1声と共に降下された場合、これを解除することを意味する。

(4)帆走指示書4(2)及び4(3)において、回答旗及びV旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスにのみ当該信号が適用される。

### 5. レースの日程及び回数

(1)7月27日(土) 9:55 第1レース予告信号

引き続きレースを行なう

7月28日(日) 9:55 その日の最初のレース予告信号

引き続きレースを行なう

(2)予定されるレース数は6レースとする。

(3)引き続きレースを行なうときは、フィニッシングボートにR旗を掲げる。

(4)最終日は、13:30以降の予告信号は発しない。

### 6. クラス旗

Aクラス 黄色地に黒のOP旗

Bクラス 白地に黒のOP旗

## 7. コース

- (1) 図1、図2は、各レグ間のおおよその角度、通過すべきマークの順序及び各マークの通過する側を含むコースを示す。
- (2) レース委員会の信号艇に国際数字旗1を掲げた場合にはコース1を、国際数字旗2を掲げた場合にはコース2を示す。
- (3) スタートラインから第1マークへのおおよそのコンパス方位は、レース委員会信号艇から示す。

図1. コース1 [国際数字旗1で示す] S-1-2-3-Fとする。

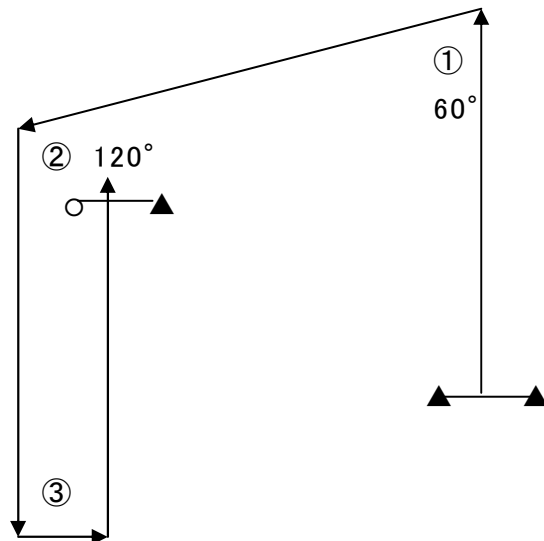
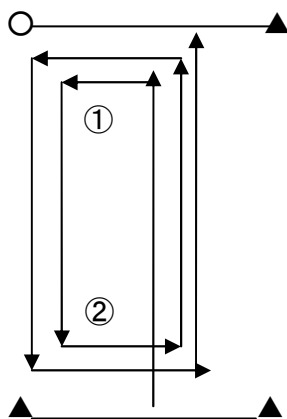


図2. コース2 [国際数字旗2で示す] S-1-2-1-2-F



## 8. レース・エリア

レースエリアは別紙に示す、佐賀県ヨットハーバー沖海面の2海面を風速に応じ変更して使用する。エリアの決定については、スタート予告信号予定時刻の70分前までに、陸上信号柱にA海面の場合はAと表示された旗を、B海面の場合には、Bと表示された旗を掲げる。なお、陸上にて回答旗が掲揚された場合には、回答旗の降下と共に同様の旗を掲げる。

また、海上にて変更の場合も同様の旗をレース委員会信号艇に掲げる。

## 9. マーク

- (1) マーク1・2・3はそれぞれ、オレンジ色の三角錐のブイを使用する。
- (2) スタート後のコースの変更によって新しいマークが用いられる場合には、黄色の円筒形のブイを用いる。
- (3) スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にあるレース・コミッティー・ポートである。
- (4) フィニッシュのマークはスターボードの端にあるレース・コミッティー・ポートとポートの端にある黄色の細長い円筒形のブイを用いる。

## 10. スタート

- (1) レースは、競技規則26を用いてスタートする。
- (2) スタートラインは、スタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。
- (3) スタート信号後、4分を越えてスタートした艇は、審問なしに「DNS」と記録される。これは競技規則A4を変更するものである。
- (4) U旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタートラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とはされない。これは規則26を変更している。

## 11. 黒色旗規則

規則30. 3「黒色旗規則」違反で失格とされた艇は、スタート信号艇及びフィニッシュ艇にセールナンバーを当該レースの終了時まで掲示する。

## 12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグの変更は、まず、標準マークの位置を動かすことで対応する。もし、標準マークの移動が不可能な場合は、変更用のマーク(SI9(2)参照)を使って設置しなおす。その後の変更で新しいマークを置き換える場合は、元の標準マークを使用して置き換える。

## 13. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるブルー旗を掲げたレースコミッティー・ポートのオレンジ旗を掲げたポールと、ポートの端のフィニッシュマークとの間とする。

## 14. タイムリミット

- (1) タイムリミットは、競技規則28. 1に基づき、かつ競技規則29・1, 30に違反しないでスタートした先頭艇のフィニッシュ後15分以内とする。
- (2) タイムリミットまでにフィニッシュしなかった艇は、審問なしに「DNF」として記録される。  
これは競技規則35及びA4, A5を変更するものである。

## 15. ライフジャケット

乗員は、離岸から着岸まで、ライフジャケットを着用しなければならない。

## 16. 抗議と救済の要求

- (1) 抗議書は、レース・オフィスで入手できる。抗議および救済または審問の再開の要求は、適切な締切時間内にレース・オフィスに提出されなければならない。
- (2) それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇が**フィニッシュ**した後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から70分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- (3) 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告を掲示する。
- (4) レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- (5) SI 18(1)に基づき規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。
- (6) クラス規則、SI15、19、21,22,24の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- (7) レースを行う最終日では、審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
  - (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
  - (b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後30分以内。この項は、規則66を変更している。
- (8) レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から30分以内に提出されなければならない。これは、規則62.2を変更している。

## 17. 得点

- (1) シリーズが成立するためには、1レースを完了することを必要とする。
- (2) 競技は6レース行い、4レース以下しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
- (3) 5レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を1除外したレース得点の合計とする。
- (4) 帆走指示書21(1)違反の艇は、出艇した最初のレースをPTPとし、着順+3点とし、21(2)違反の艇は、着岸前の最後のレースをPTPとして、着順+3点とする。

## 18. ペナルティー方式

- (1) 競技規則42の違反(付則P)以外の違反については、 Jury はレースを監視する。 Jury が違反を目撃した場合には、 Jury は音響信号1声を発する。

但し、セール番号の呼びかけはしない。これは「ジュリーが1艇または2艇以上の規則違反を目撃した。」ことを意味する。

## 19. 装備品の交換

- (1) 損傷または紛失した装備品の交換は、レース委員会の書面による承認がなければ許可されない。交換の要請は最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。
- (2) 損傷した装備品の交換は、レース・オフィスにある申請書に必要事項を記入し、損傷した装備品と交換する装備品の両方について計測委員会の検査を受けて承認を得なければならない。
- (3) 損傷した装備品の交換が海上の場合には、帰着後最初の適当な機会に、損傷した装備品と交換した装備品の両方を計測委員会に提示しなければならない。その交換は、レース委員会の承認を条件として過去にさかのぼって認められる。

## 20. 艇および装備品の検査

艇または装備品は、クラス規則、レース公示（以下NOR）またはSIに従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。また、毎レースで10位までにフィニッシュした艇は、フィニッシュラインのスターボードに位置する計測艇に行かなければならない。計測検査が終了するまで、艇にどのような調整も行ってはならない。

## 21. 申告

- (1) レースに出走しようとするヨットは、各レース毎に、当該クラスのスタート予告信号予定時刻の70分前から30分前までに出走申告をしなければならない。
- (2) 帰着申告は、レース終了後の70分以内を締切期限とするが、帰着後速やかに行わなければならない。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。

## 22. 運営艇

運営艇の標識は次の通りとする。

レース・コミッティー・ボートは艇上に「白旗」を掲げる。救助艇は、「白地にRの文字のついた旗」を掲げる。観覧艇は、「白地にSの文字のついた旗」を掲げる。また、ジュリーボートは「ピンク地にPの文字のついた旗」を掲げる。

## 23. 支援艇

チームリーダー、コーチ及びその他の支援要員は、準備信号から全艇がフィニッシュしてしまうか、レース委員会が延期、ゼネラルリコール又は中止の信号を発するまで、レースエリアの100m外側にいなければならない。この用件に従わなかった場合は、ペナルティーとして違反した支援要員に関連する全ての艇を失格とすることができる。

支援艇は、本部船にF旗が掲揚された場合には、レースエリアを問わず、レース艇の救助を行わなければならない。

#### 24. 無線通信

艇は、レース中無線通信を行なってはならず、全ての艇が利用できない無線通信を受信してはならない。この制限は携帯電話にも適用する。

#### 25. 賞

レガッタの第1位から第6位までの選手に与えられる。

#### 26. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでこのレガッタに参加している。規則4「レースをすることの決定」に示された様に、主催団体はこのレガッタに関連して受けた物的損傷、又は個人の発病、もしくは死亡に対する責任を否認する。